

第6期第4回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第6期第4回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	令和4年3月17日(木) 午後6時30分～午後8時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員17名) 宮崎牧子委員、吉賀成子委員、岩橋栄子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、富本操委員、横井千香子委員、石黒久貴委員、蓮池敏明委員、後藤正臣委員、嵯峨野祐輔委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、石川剛士委員、大嶺ひろ子委員、師星何朗委員 (事務局5名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会 1 令和4年度練馬区地域包括支援センター運営方針について…資料1 2 令和3年度第2回地域ケア推進会議について…資料2、資料3 3 その他 ○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会 1 令和4年度地域密着型サービス実施指針(案)について…資料4 2 令和4年度地域密着型サービス事業者の公募要項(案)について…資料5 3 指定地域密着型サービス事業者等の指定について…資料6 4 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について…資料7 5 その他…参考資料
6 配付資料	(資料1) 令和4年度練馬区地域包括支援センター運営方針 (資料2) 令和3年度第2回地域ケア推進会議 (資料2別紙) 練馬区の地域ケア会議について (資料3) 地域ケア会議の実施結果概要 (資料4) 練馬区地域密着型サービス実施指針(案) (資料5) 令和4年度地域密着型サービス事業者公募要項(案) (資料6) 指定地域密着型サービス事業者等の指定について (資料7) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について (参考資料) 練馬の介護保険状況について(1月分)
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL: 03-5984-1187(直通) Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL: 03-5984-1461(直通) Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

第4回地域包括支援センター運営協議会 第4回地域密着型サービス運営委員会

(令和4年3月17日（木）：午後6時30分～午後8時00分)

○委員長

ただいまより、第6期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

本日は、オンライン開催となるため、傍聴者はいない。

委員の出席状況および配布資料の確認を事務局から願います。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

それでは、案件について、次第に沿って進めていく。

なお、閉会は午後7時50分を目途としている。

では、地域包括支援センター運営協議会、案件1、令和4年度練馬区地域包括支援センター運営方針について、高齢者支援課長より、資料の説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあれば願います。

○委員

運営方針の2と3についてだが、担当区域について柔軟に対応されるということは、担当区域の見直しを行うことによって、例えば、担当の地域包括支援センターが変わった場合であっても、変更前の地域包括支援センターが、当面その利用者のことを対応していくという部分で、現場の状況に沿って対応を行っていくという理解でよろしいか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの担当区域と区民の対応については、まず、ご高齢の方が相談しやすい担当区域というのをきちんと描いていこうというのが必要で、現在の地域の状況を考慮してやっている。例えば、駅を利用する場合の生活動線とか、幹線道路の向こう側にあまり行かないというご意見があれば、それらを考慮し、施設の方を移転している。

特に、今まで地域包括支援センターは特別養護老人ホームの中に窓口を設けるなどの状況があったが、なかなか行きづらいというご意見もあったため、区立施設に移転するのに併せて、そういった線引きを見直すということに取り組んでいる。

実際の相談については、担当区域が変わっても、こちらの方が行きやすいとか、生活の

場所からすると、そこは様々なので、柔軟に対応をしている。具体的なケースでいうと、一般的な相談であればもちろんお受けするし、ケアプランの作成が必要であるとか、お困りごとを抱えている困難家庭ということであれば、まずは行きやすい窓口にご相談いただいた上で、担当区域から訪問するなど、職員同士で引き継ぎを行うという形で対応をしている。

地域包括支援センターは区民対応だけではなく、地域の事業者であるとか、専門職との連携があるが、そこも、かなり重層的に関わるといところがある。

例えばあるクリニックと相談を連携するのに、複数の地域包括支援センターが関わるといこともあるため、そこはあまり担当区域に縛られることなく、柔軟に地域の方々と連携しながら、支援体制を築いてまいりたいというふうに考えている。

よろしくお願ひしたい。

○委員長

ほかに何かご質問ならびにご意見などがあればお願ひする。

○委員

6番にケアマネジメント支援の実施方針とあるが、地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャーに対して地域密着型サービスを周知・理解を促進とあるが、参加されているケアマネジャーは比較的このようなことを理解しているというふうに、事業者としては感じている。

反対に、参加しないケアマネジャーの多くの方に、どのようにして地域密着サービスを周知し、理解していただくかということが問題ではないかと思う。事業所と連携して進めていきたいと感じている。

よろしくお願ひしたい。

○介護保険課長

地域密着型サービスの周知は本当に大切だと思っており、地域密着型サービスを取り上げたパンフレットも作っている。

今後、ホームページ等でも、特色の部分などを整理した形で、ケアマネだけでなく区民の方にも分かるような形で掲載し、広く周知をかけていきたいと思っている。

また、ケアマネ連絡会などにおいても、そのような資料を用いて説明し、周知をさせていただければと思っている。

よろしくお願ひしたい。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

では、つぎの案件に進む。

案件の2、令和3年度第2回地域ケア推進会議について。高齢者支援課長より、説明を

願います。

○高齢者支援課長

【資料2、資料2の別紙、資料3の説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があれば願います。

○委員

今、説明のあった連携推進対応担当について、もう少し説明をお願いしたい。

○高齢者支援課長

高齢者に関する課題だとか、例えば子どもに関する課題というのは、複雑化しており、それぞれの専門性を生かして対応していくということが必要だと考えている。

例えばご高齢の方を訪問した際に、お子さんがいて、そのお子さんも支援を必要としているなど、いろいろ難しいケースもある。そのような場合に、精神の問題であれば保健相談所であるとか、お子さんのことであれば子ども家庭支援センターなど、それぞれの専門機関と連携して対応していくことが必要になる。

これまでも、複合的な問題があれば、センター間であるとか保健相談所だとか、各圏域で対応をしていたが、そういった問題がより顕在化し、多くなってきているということもあり、練馬区では、それを連携する担当役をきちんと設けて、動いていくということに対応しているところである。

○委員

担当を決めてということだが、担当の方は、どちらに所属されているのかお聞きしたい。

○高齢者支援課長

練馬総合福祉事務所の中に連携推進担当を置いており、役割としてはコーディネーターということで動いている。

○委員

福祉事務所内にコーディネーターとして設置されているという理解でよろしいか。

○高齢者支援課長

お見込みのとおり。

直接、福祉事務所にどなたかが相談に来るというよりは、それぞれの課題は、所管である子ども家庭支援センターであるとか、保健相談所であるとか、地域包括支援センターでキャッチする課題を、内部的にコーディネーターと連携して対応していくということになる。

そのほかにも、生活サポートセンターがある。生活困窮の問題をキャッチすることもあ

るため、そういった多様なメンバーと、課題解決に向けて対応するということになる。

○委員

先ほど課長からあったように、こういった事例は件数が増えており、この対応に苦慮しているケアマネジャーも多くなっているのです、そういった担当の方がいらっしゃるという情報が周知されるといいと思う。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

3点ばかり教えていただきたい。

まず一つ目だが、地域ケア予防会議の回数と、地域ケアセンター会議や地域ケア圏域会議の回数が随分違うが、これは要介護の方が対象であったり、要支援の方が対象のために、こんなに回数が違うのか。

二つ目だが、地域ケアセンター会議の(4)④の文字表記について確認したい。

そして三つ目だが、今、コロナが大変にはやっていて、私たちの運営委員会もオンラインで行っている。変異型も出ていて、これから第7波がどうなるか分からない。

でも、今、課長から説明があったように、「8050問題」や、権利擁護、虐待や認知症の問題もなくなるわけではないと思う。

例えば、小学校や中学校は、今オンラインで授業をやっている。こういう地域ケア会議も、ぜひオンラインで、各事業者や練馬区の方と一緒に、その場所の対面ではないが、オンライン会議による対面のような形で、実際にすぐ意見を言えるというような形をとっていただきたい。これはできないからやっていないのか、これから準備するのか、来年度には、またこのような災害が起こるかもしれないので、やる準備をするという計画などは何かあるのか。それをお伺いしたい。

○高齢者支援課長

二点目のご質問については、資料の誤記である。以降、資料の作成については、十分注意してまいりたい。ご指摘感謝する。

つぎに会議の回数についてである。

こちらは会議の性質的なものによって、回数が変わっている。

先ほど、途中でカラー刷りの資料（資料2別紙）をお示ししたが、口頭でご説明させていただく。地域ケア個別会議というのは、個別のケースについて地域の方々と話し合っ、課題解決に向けて進めていくということで、こちらは件数も多く実施している。随時やっているということで、件数が百数十回ということになっている。

一方、地域ケア予防会議であるが、こちらの方が、理学療法士の方に入っいただき、自立支援に向けてどういったケアマネジメントが望ましいかということを検討する会議で、こちらについては、各地域包括支援センターから、検討が必要な事例を挙げてもらい開催している。25回というのは地域包括支援センターの数であり、地域包括支援センターごと

に回を分けて行っている。そのように、性質別で回数が変わっているということになる。

つぎにお話をいただいたのは、連携の仕方である。

今はこういったコロナの状況で、本日もこのように画面を通じてお話をさせていただいているが、会議の種類によっては、区の方でも必要に応じてこういったオンライン方式を取らせていただいている。

一方、地域ごとの連携であるとか、職種ごとの連携という場合においても、その場面に応じて、ZOOM等の活用が進んでいるというふうに、区でも認識している。

例えば地域のドクターと連携するのも、こういったツールというのを活用が可能と考えている。ただ一方で、例えばケアマネジャーと実際に連携して支援をしようというときに、ご本人のご様子を対面で伺うことが必須であるということもあるので、全てをオンラインに置き換えるというのは、現実的には難しいと思っている。

何が必要で、何のための会議かという目的を見極めて、必要なものは対面で、オンラインでできるものはオンラインでという形で連携を取っていくことが、これからも必要かというふうに考えている。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

これは質問というよりも意見であるが、地域ケア圏域会議が、3月に4か所の圏域で行われるうちの、これは3か所で「8050問題」が取り上げられるということは偶然か。

逆に言うと、それだけ「8050問題」というのが区内全体でかなり深刻の問題になっているのかというふうに考えられる。

現在、コロナの状態で訪問しにくいという状況もあり、よりそういった問題が潜在化しているということもあるかと思うので、これに関しては、継続的にこの課題を取り上げて、支援の方法であるとか協力体制とかというのを適時確認していく必要があると感じた。

○高齢者支援課長

まず、4か所福祉事務所があつて3か所が同じ課題を取り上げているというのは、これは特に意図的に合わせたわけではなく、各圏域の方で検討された結果である。それだけ、各地域にこういったケースがあるということかと思う。

今まさに、委員からご指摘をいただいたが、もともと人口構造としてそういう問題がある中で、コロナによって、また難しさを抱えるというケースもあるので、継続的に検討できるといいと思っている。

○委員長

「8050」というように、一くくりというわけにもまたいかず、高齢の親御さんたちの抱えている生活課題ということもあるであろうし、子ども世代が抱えている生活課題というようなこともあるであろうし、これは一つ一つのケースでかなり難しい、深く考えなくてはいけないというようなことも当然あると思う。地域によっても社会資源の違いなどで支

え方が変わるということがあると思うので、その事例を共有したり、そこでの色々な経験を積み重ねていくということが、求められてくるだろうと思う。

○委員長

ほか、いかがか。

○委員

先ほど委員から、このコロナ禍なのでオンラインでという話があったが、区の方でアカウントを二つ保持しているというお話を伺っている。今後、各包括でZOOMアカウントを持って、その都度、随時使えるようになるという計画などはあるか。

○高齢者支援課長

今日はこういった、区の公式の会議ということで、オンラインで行わせていただいている。

こういった取組は、デジタルトランスフォーメーション、DXとか、今いろいろなところで進めていこうと思っているが、区の方でも、力を入れて取り組んでいるところである。

アカウントの数については、どれを指しているのか、こちらで確認ができていないが、ただ、これから連携をどのようにやっていくかということについては、特に、例えばケアマネ事業者と包括の方で、引き続き、やり方を検討していく必要があると認識している。

何かのツールを使って具体的に何かというのは、これからの段階であるが、特に、我々の扱っている問題は極めてセンシティブというか、個人情報の重いものであるので、そういった課題もしっかり検証しながら、今後の検討としてまいりたい。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

「8050問題」については、ずっと色々なところで言われているが、実際この練馬区で、共有しようというためにも、共有する例題、そういったご家族というのが実際にあって、こういったケースというようなことはあるのか。

知識としてはあるが、練馬区でどのくらいの方がそれに該当し、何%ぐらいいる見込みなのか、そういったのは具体的にあるのか。

○高齢者支援課長

数値的なことで言うと、統計というのはここにはないが、先ほど各福祉事務所単位でも、これを検討課題に上げなくてはいけないということで、筆頭に上がっている。一定数いるというふうに認識している。

過去を振り返ると、実は練馬区内でも、非常に残念であるが、そういった世帯で事件化してしまったようなケースもある。

そういったことも含めて、検討しなくてはいけない。どういった支援ができるのか。そ

これは地域包括センターだけではなくて、色々な機関が連携してできるのかというのを考えていかなければいけないということで、我々も力を入れて取り組んでいるところである。

先ほど委員からもあったが、これは継続的にやっていくほかないと思っている。

○委員長

そのほか、よろしいか。

(なし)

○委員長

では、つぎの案件に移る。

第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランなどについて、3月10日の保健福祉委員会で報告済だが、高齢者支援課長より、説明をお願いします。

○高齢者支援課長

口頭で失礼する。

第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランについて。

前回この会議が書面での開催となったが、その際、区の総合計画に当たる第2次ビジョンの改定アクションプランと、その年度別計画というもの、また加えて、公共施設総合管理計画の素案というものをお示しした。

皆様からたくさんのご意見をいただき、御礼を申し上げます。

このたび、この全庁的な計画策定に当たり、今、パブリックコメントという、広くご意見をいただくという仕組みを設けており、こちらの委員の皆様からのご意見も、その中に含めさせていただいた。

その上で、お示しした素案に必要な追加修正を行い、成案化して、先頃、区議会の常任委員会でご報告させていただいている。

修正内容のポイントを口頭でお伝えさせていただくと、先ほども触れたヤングケアラーへの支援に積極的に取り組むべきという意見があり、来年度から、その実態調査、啓発、検証に取り組むという予定である。

また、高齢者に関する意見もたくさんいただいております。高齢者を対象としたスマホ教室の拡大を希望する意見を受け、区内にあるはつらつセンター、敬老館といった所で、スマホ教室の実施回数の増加、定員を拡大するということを予定している。

今後、改定アクションプランおよび年度別計画、公共施設計画の策定に併せて、決定、公表する予定である。

皆様から多くのご意見をお寄せいただき、御礼を申し上げます。

○委員長

以上で、地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会に移る。

案件1、令和4年度地域密着型サービス実施指針（案）について。介護保険課長より、説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料4の説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

令和2年度末の事業所数の114か所が上限とのことだが、その事業所数が非常に理想的ということなのか。根拠を教えてください、ありがたい。

○介護保険課長

地域密着型通所介護については、必要な事業所数は整備されていると認識している。通所介護と地域密着型通所介護を合わせるとかなり数が多く、ここを上限とさせていただきたい。第8期介護保険事業計画の方でも記載させていただいているものである。

○委員

要介護の方の人数や、介護サービスの質といった根拠から出てきた数字ではないということか。

○介護保険課長

実際に事業所の稼働率や希望する事業所を現在使えているかという利用状況を、ある程度確認した上での内容となっている。

○委員

となると、高齢者や要介護者が大きく増えた場合でも、事業所数は114か所で頭打ちと考えるとよろしいか。

○介護保険課長

介護保険の事業計画に基づいて事業所の指定などをさせていただくが、高齢者数の増加を踏まえて、3年に1回事業計画を見直していく。

その際に、実際の地域密着型サービスや通所介護の事業所等の稼働率を確認している。利用者の方が利用できないという状況は避けなければならないため、必要な事業所数についてその都度検討していく。地域密着型サービス自体も、看護小規模多機能型居宅介護など、様々なサービス形態も増えているため、全体の利用数も見ながら上限数を検討していく。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

自宅から利用できる距離にある区外の事業所の利用希望があり、やむを得ない理由がある場合には利用できると記載があるが、この「やむを得ない理由」というのは、具体的にどのような事由を考えているのか。

○介護保険課長

区境の近くにお住まいの方が、区内にご自身の希望するサービスを提供する事業所が見つからず、区外には提供できる事業所があり、そこを使いたいという理由が多い。

また、地方にいる家族のところに行っていて、そこで具合が悪くなって介護サービスを使わなくてはいけないという状況になり、区外の事業所を使われるというケースもある。

○委員

ケアプランや重要事項の説明等において、電磁的方法による対応を認めるということが書かれている。

事業所でICT化も進んで、タブレットなどを使っているが、実際に実地指導等でも問題がないのかという点と、実際にどれぐらいの事業所が利用しているのかという点が気になったため、教えていただきたい。

○介護保険課長

電磁的な記録方法の部分については、令和3年度の運営基準改正の中で認められてきたもので、どれだけ利用されているかは区側でも把握できていない。

これから集団指導や実地指導等を通して、実際の電子化の状況を把握していくという段階である。

○委員

事業所もいろいろと検討していきたいと思っているため、内容等もまた教えていただければ参考にしたい。よろしく願いしたい。

○委員

電磁的方法というところをもう少し詳しく教えていただきたい。重要事項説明書やケアプランの同意を電磁的方法で行えるのか。「私も確認しました、文章に間違いはありません。」というような意思表示ができるのか。

○介護保険課長

例えばメールのやり取りの中で、「このように確認しました」というメールを記録として残す。そのような形のものが想定されているところである。

○委員

メールでのやり取りを電子証明と言うのか。

○介護保険課長

電子証明は、実際には電子的に書面をつくるシステムを別に用いる。

しかし、そのようなシステムを使用していなくても、メールでのやり取りを記録としてきちんと残していれば、それを電磁的記録として活用してよいというのが今回の運営基準の改正の眼目である。

○委員長

そのほか、よろしいか。

(なし)

○委員長

続いて、案件の2に移る。

令和4年度地域密着型サービス事業者の公募要項（案）について。介護保険課長より、説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料5の説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いします。

(なし)

○委員長

それでは、続いて、案件3ならびに案件4に移る。

案件3、指定地域密着型サービス事業者等の指定、案件4、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、介護保険課長より、説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料6、7の説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

練馬区もいろいろな地区に分かれていて、いろいろな事業所があると思う。例えば、事業所としては西武池袋線の沿線で開業したい、そのため西武池袋線の沿線に事業所がたくさん集まるといった傾向があるのか。

また、この指定の仕方は、区内に満遍なく事業所が開設されるように選ばれているものなのか。それとも、例えば高齢者の人口が多いところに事業所が多く集まっているのか。

私が住んでいる地域は介護サービスの事業所が少ないように感じており、どのように指定の地域を決めているのか疑問に思った。

○介護保険課長

公募で指定する際には、介護サービスの空白地域を勘案して、公募要項で開設できる地域を限定するということができる。しかし、それ以外の指定の場合は、事業所がここで営業したいと開設地を決めて申請してくる。

現実には、大泉圏域で通所事業所が多いという状況はある。ただ、事業所も車での送迎を行っており、送迎の車を使える場所や、事業を継続していけるか確認した上で場所を選んでいる。

また、練馬エリアなどの圏域は、地価や賃料が高く、事業所を開設できる場所もそれほど多くない。練馬区内でも地域性はあると認識している。

送迎をうまく活用し、使いたい事業所に通っている方は多くいらっしゃると感じている。それぞれの事業所の特色があり、ケアマネ等がご利用者様に合った事業所をご紹介しますと思う。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

今年度中に廃業などをされた事業所も幾つかあるかと思う。特にコロナの状況で事業所の経営も苦しいのかとは思われるが、そういった廃業等の理由が分かれば教えていただきたい。

○介護保険課長

事業所の運営者がご高齢だったり、利用者数が少なく、ご自身の体調も不十分だったりという理由でおやめになっているという状況は把握している。

○委員

私の家族は、今まで50人規模のデイサービスを利用していましたが、うまく馴染めず、最近では利用者が10人ほどの地域密着型通所介護に預かっていただいている。安心して任せられるので、大変ありがたい。事業所の数が増えると、利用者にとっては良いと思う。歳を取ったり、あちこち体が不自由だったりすると、必要なケアが個人で違うものである。

地域密着型通所介護だと、少人数のため色々なケアを密接にでき、急用があるときに宿泊サービスを利用できるなど、本当にありがたいと思っている。

一つだけ気になることは、一生懸命やっていたが、経営面でうまくいっているのか。区役所は、年に何回か事業所を視察したり、経営を確認したりするのか。

○介護保険課長

第8期の事業計画の段階では、ご利用者様を受け入れられるだけの数はそろっているということで、事業所の経営という面でも、上限規制を行っているところの一つある。

その上で、区としては当然、事業者のサービスの質を確保していくというところに力を入れていかなければならない。区では、事業者の質の確保のため指導検査担当課を設置し、地域密着型サービスの事業所の実地指導を行っている。

ご利用者様からのお話を受けて随時に実地指導に入ることもあり、練馬区では事業所の指導を行う体制を作って対応しているところである。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

では、続いて、案件の5、ならびにその他の参考資料について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【参考資料の説明】

○委員長

それでは、次回の日程について事務局からお願いします。

○事務局

次回の第6期第5回の会議は、令和4年7月の開催を予定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催方法が変更となる場合がある。日程、開催方法を含め、詳細については、改めてお知らせする。

○委員長

これをもって、本日の第6期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。